

# 令和7年県内市町の給与実態調査結果について

地方公務員の給与の状況については、毎年、総務省による実態調査が実施されています。ここでは令和7年の調査の結果に基づいて県内市町（神戸市を除く40市町）の給与の状況について紹介します。

- 1 ラスパイレス指数
- 2 その他の給与制度の状況

このデータの内容に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

兵庫県総務部市町振興課企画班  
TEL : 078-341-7711 (内線72293)  
078-362-3098 (直通)  
MAIL : [shichoushinkouka@pref.hyogo.lg.jp](mailto:shichoushinkouka@pref.hyogo.lg.jp)

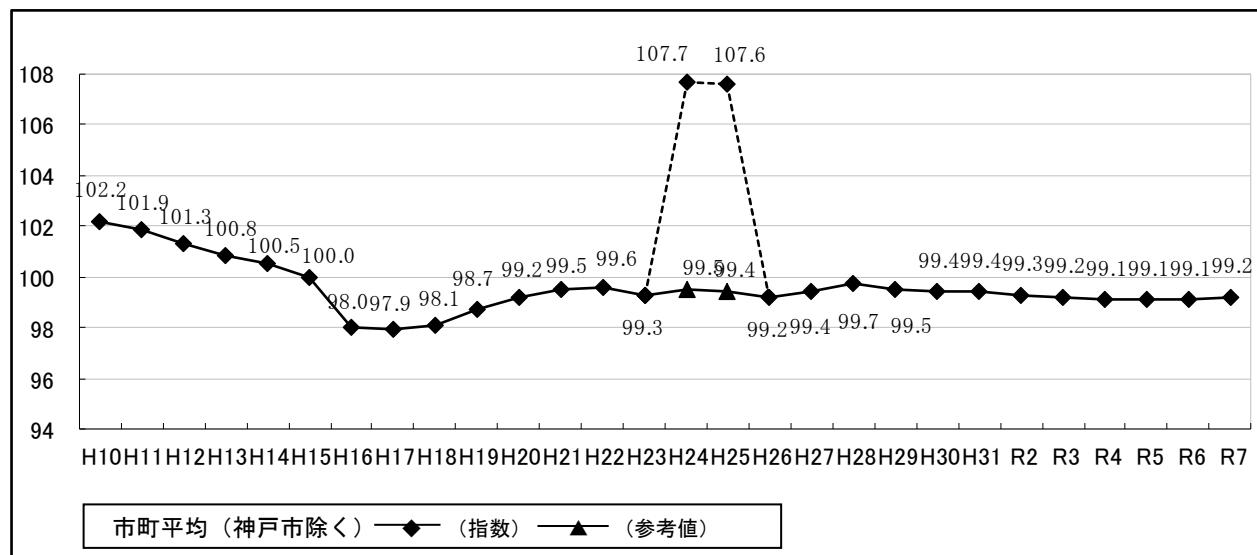
## 1 ラスパイレス指数

ラスパイレス指数とは、全ての都道府県・市町村の一般行政職の給料水準を同一の基準で比較するため、国家公務員の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

令和7年4月1日時点の県内市町（神戸市除く）のラスパイレス指数の平均は99.2となり、前年から0.1増加しました。

区分	令和7年 A	令和6年 B	前年増減 A-B
市平均（神戸市除く）	99.4	99.3	+0.1
町平均	97.4	97.1	+0.3
市町平均（神戸市除く）	99.2	99.1	+0.1
〔参考〕兵庫県	99.4	99.3	+0.1
神戸市	100.2	100.1	+0.1

### 【ラスパイレス指数の推移】



注) 参考値：東日本大震災の復興財源を捻出するための時限的な措置として実施された国家公務員の給与削減（H24、H25）がないとした場合の指数

### 【分布状況】ラスパイレス指数100以上は6市町 (単位：団体)

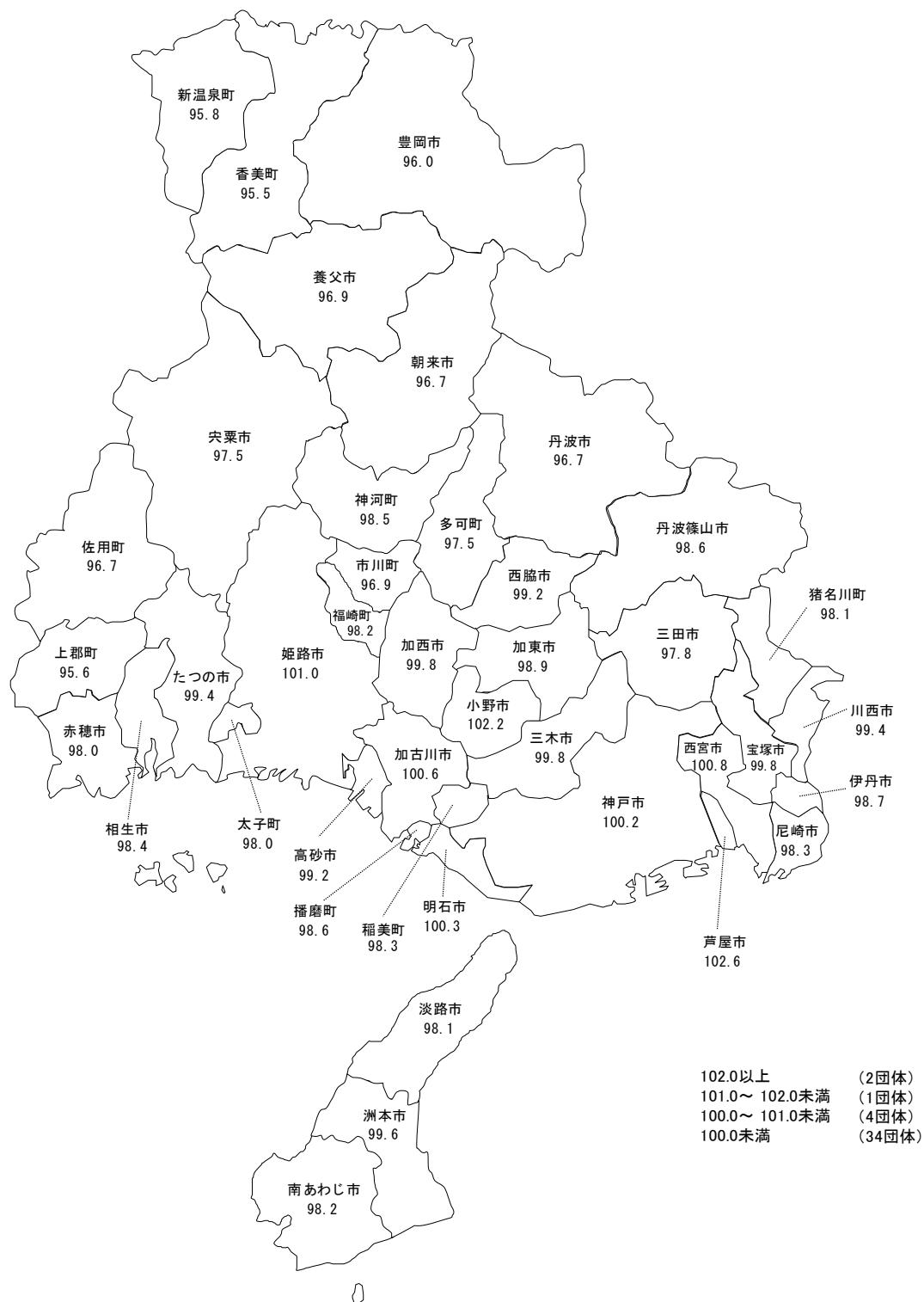
区分	95未満	95以上 100未満	100以上 101未満	101以上
市（神戸市除く）	0 < 0>	22 <20>	3 < 5>	3 < 3>
町	0 < 1>	12 <11>	0 < 0>	0 < 0>
市町計（神戸市除く）	0 < 1>	34 <31>	3 < 5>	3 < 3>

注) < >内は、令和6年の分布状況

【県内市町別ラスパイレス指数一覧】 <一般行政職>

市町名	令和7年 A			令和6年 B	前年増減 A-B	地域手当 補正後ラス A'
		県内 順位	全国 順位			
芦屋市	102.6	1	5	103.5	△ 0.9	102.6
小野市	102.2	2	12	102.2	0.0	102.2
姫路市	101.0	3	57	100.9	0.1	101.0
西宮市	100.8	4	71	101.0	△ 0.2	100.8
加古川市	100.6	5	84	100.4	0.2	100.6
明石市	100.3	6	119	100.2	0.1	100.3
宝塚市	99.8	7	206	99.9	△ 0.1	99.8
三木市	99.8	7	206	100.2	△ 0.4	99.8
加西市	99.8	7	206	100.2	△ 0.4	99.8
洲本市	99.6	10	239	99.0	0.6	99.6
川西市	99.4	11	275	98.9	0.5	99.4
たつの市	99.4	11	275	99.3	0.1	99.4
西脇市	99.2	13	321	98.6	0.6	99.2
高砂市	99.2	13	321	98.9	0.3	96.5
加東市	98.9	15	401	98.2	0.7	98.9
伊丹市	98.7	16	445	99.0	△ 0.3	98.7
丹波篠山市	98.6	17	474	98.1	0.5	98.6
播磨町	98.6	17	474	97.2	1.4	99.6
神河町	98.5	19	507	98.1	0.4	98.5
相生市	98.4	20	533	98.6	△ 0.2	98.4
尼崎市	98.3	21	562	97.8	0.5	98.3
稻美町	98.3	21	562	97.5	0.8	99.3
南あわじ市	98.2	23	602	98.1	0.1	100.1
福崎町	98.2	23	602	98.5	△ 0.3	98.2
淡路市	98.1	25	636	98.0	0.1	100.0
猪名川町	98.1	25	636	98.3	△ 0.2	98.1
赤穂市	98.0	27	668	97.4	0.6	98.0
太子町	98.0	27	668	98.9	△ 0.9	98.0
三田市	97.8	29	728	97.6	0.2	97.8
宍粟市	97.5	30	830	97.1	0.4	97.5
多可町	97.5	30	830	97.6	△ 0.1	97.5
養父市	96.9	32	996	96.6	0.3	96.9
市川町	96.9	32	996	96.8	0.1	96.9
丹波市	96.7	34	1,057	96.5	0.2	96.7
朝来市	96.7	34	1,057	96.6	0.1	96.7
佐用町	96.7	34	1,057	96.7	0.0	96.7
豊岡市	96.0	37	1,265	95.7	0.3	96.0
新温泉町	95.8	38	1,309	95.7	0.1	95.8
上郡町	95.6	39	1,358	96.3	△ 0.7	95.6
香美町	95.5	40	1,383	93.7	1.8	95.5
市平均(除神戸)	99.4	—	—	99.3	0.1	99.4
町平均	97.4	—	—	97.1	0.3	97.5
市町平均(除神戸)	99.2	—	—	99.1	0.1	99.2

## 【ラスパイレス指数】



## 2 その他の給与制度の状況（令和7年4月1日現在）

市町名	初任給額			55歳を超える職員の昇給停止の未実施	諸手当				
	大卒 (国:220,000円) (県:225,600円)	高卒 (国:188,000円) (県:194,500円)	国及び県を超過		地域手当		自宅に係る住居手当		
					国基準と異なる	団体支給率	国基準	該当団体	
姫路市	227,800円	197,800円	●			3%	3%		
尼崎市	235,400円	211,600円	●			9%	9%	● (10,000円) 市内転入者に限り最長36ヶ月間	
明石市	225,600円	194,500円				7%	7%		
西宮市	225,400円	199,200円	●			14%	14%	● 6,000円	
洲本市	220,000円	188,000円				2%	2%		
芦屋市	225,600円	201,000円	●			14%	14%		
伊丹市	226,700円	199,400円	●			9%	9%		
相生市	225,600円	194,500円				2%	2%		
豊岡市	225,600円	194,500円				2%	2%		
加古川市	225,600円	194,500円				3%	3%		
赤穂市	220,000円	188,000円				5%	5%		
西脇市	220,000円	194,500円				2%	2%		
宝塚市	224,300円	198,500円	●			14%	14%		
三木市	225,600円	201,000円	●			3%	3%		
高砂市	226,700円	196,200円	●	●		6%	9%		
川西市	226,700円	199,400円	●	●		9%	9%		
小野市	225,600円	201,000円	●			2%	2%		
三田市	227,800円	201,000円	●			9%	9%		
加西市	225,600円	201,000円	●			2%	2%		
丹波篠山市	220,000円	194,500円				2%	2%		
養父市	220,000円	188,000円				2%	2%		
丹波市	220,000円	194,500円				2%	2%		
南あわじ市	220,000円	188,000円		●		4%	2%		
朝来市	220,000円	188,000円				2%	2%		
淡路市	220,000円	188,000円		●		4%	2%		
宍粟市	220,000円	194,500円				2%	2%		
加東市	220,000円	188,000円				2%	2%		
たつの市	225,600円	194,500円				2%	2%		
猪名川町	225,600円	194,500円				5%	5%		
多可町	220,000円	188,000円				2%	2%		
福美町	225,600円	201,000円	●	●	●	3%	2%	● 1,600円	
播磨町	225,600円	201,000円	●	●	●	3%	2%	● 1,600円	
市川町	220,000円	194,500円				2%	2%		
福崎町	220,000円	188,000円				2%	2%		
神河町	213,600円	188,000円				2%	2%		
太子町	225,600円	194,500円				2%	2%		
上郡町	220,000円	194,500円				2%	2%		
佐用町	225,600円	194,500円				2%	2%		
香美町	220,000円	188,000円				2%	2%		
新温泉町	225,600円	194,500円				2%	2%		

## ■ 用語の説明

項目	説明
ラスパイレス 指数	<p>全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。</p> <p>※ 一般行政職：税務職、医師・歯科医師職、看護・保健職、福祉職、消防職、企業職、技能労務職等のいずれにも該当しない職員</p>
初任給額	<p>大卒、高卒それぞれの初任給の給料月額を表記しています。なお、国家公務員の大卒の初任給基準は国家公務員採用一般職（大卒程度）試験（旧二種試験）合格者の額を表記しています。</p> <p>県内各市町において、国家公務員及び県職員を超過している団体を●としています。</p>
昇給停止	<p>国家公務員の場合、勤務成績が標準の職員は、職務の級に応じた俸給表（給料表）において毎年4号昇給しますが、55歳を超える職員は、平成26年1月より、標準の勤務成績では昇給停止としています。</p> <p>県内各市町において、国家公務員に準じた措置を行っていない団体を●としています。</p>
地域手当	<p>地域の民間賃金水準を公務員給与に適切に反映するため、平成18年度より、これまでの調整手当に代えて、物価等も踏まえつつ、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給される手当です。</p> <p>県内各市町において、国家公務員の支給率と異なる団体を●としています。</p>
自宅に係る 住居手当	<p>国家公務員の場合、職員が所有する自宅（持家）に居住して世帯主である職員に住居手当を支給していましたが、平成21年12月に廃止されています。</p> <p>県内各市町において、同趣旨の手当を支給している団体を●としています。</p>